3.1 河川整備計画の基本理念

筑後川の河川整備においては、筑後川とそこに暮らす地域の人々の営みによって創り出された自然・歴史・文化等に配慮し、源流から有明海に至る流域全体が調和した、「安らぎと感動の 筑後川」を目指します。

安らぎと感動の筑後川

河川整備に取り組むにあたって、五つの柱を掲げ、これらに則した整備に総合的・一体的に 取り組んでいくことにより、筑後川流域の安全・安心・安定、そして豊かな環境を次世代につなぐ ことを目指します。



守ろう! 流域のくらし

災害に強い基盤づくりと地域防災力の向上を目指します。

- ・危険の軽減と一層の安全の向上 ・防災情報の普及と質の向上
- ・災害に強いまちづくり ・自助、共助、公助体制の構築

築こう!

川の恵みで 豊かな社会 川の恵みを分かち合い豊かな水の社会を目指します。

- ・慢性的な渇水の軽減 ・川の水量と水利用の調和
- 水利用調整の場の構築

伝えよう!

筑後川らしい 自然環境 筑後川の個性あふれる環境を未来に伝えます。

・動植物の生息・生育環境の保全 ・山から海までの視点(水・土砂)・水質の保全と向上・独特の汽水域環境の保全 ・川のダイナミズムの保全と創出 ・美しい河川景観

育もう!

川の楽しみ、川のよろこび

- 川の楽しみ・よろこびで感性を育む筑後川を目指します。
- ・自然体験、環境学習の場 ・人材の育成 ・癒し、やすらぎの場 ・まちの賑わい ・川と人との繋がり ・食のよろこび

創ろう!

筑後川 コミュニティ 人と筑後川との絆から豊かな地域社会を創造します。

- ・川を介した地域コミュニティ ・住民、NPO、行政等の連携協働 ・川への畏敬の念
- ・上下流の思いやり、流域連携 ・流域の文化や芸術の継承、創出

3.2 計画対象区間及び計画対象期間

3.2.1 河川整備計画の対象区間

本計画の計画対象区間は筑後川水系の大臣管理区間※とします。

※. 一級河川には、国土交通大臣が管理する区間と都道府県知事が管理する区間があります。このうち、国土 交通大臣が管理する区間を「大臣管理区間」といいます。

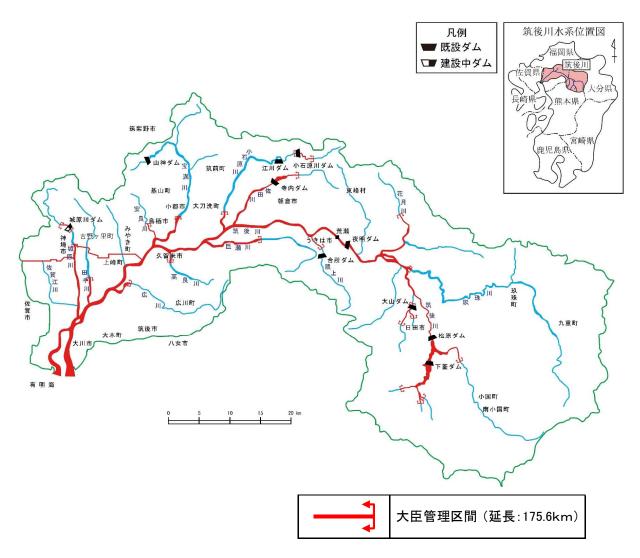


図3-2-1 筑後川水系河川整備計画の対象区間

表3-2-1 (1)

計画対象区間

河川名	上流端	下流端	延長(km)
	左岸:熊本県阿蘇郡小国町大字下城字 宇津尾三千四百六十九番の二の 二地先 右岸:同町同大字字白岩四千百十五番 地先	河口	101.0
はやっぇ 早津江川	左岸:大川市大字大野島字服部開五番 の一地先 右岸:佐賀県佐賀郡諸富町大字為重字 石塚搦十七番地先	河口	10.0
產 資之川	左岸:佐賀市蓮池町大字小松字三本杉 二百五十四番の一地先 右岸:佐賀県佐賀郡諸富町大字大堂字 弁財一 三百六十八番の一地先	筑後川への合流点	2. 4
じょうばる	東佐賀導水路の合流点	佐賀江川への合流点	9. 1
城原川	池ノ谷沢の合流点	佐賀県神埼郡神埼町大字的字駄道千八 百二十九番二地先の町道橋下流端	1.8
にしさがどうすいろ 西佐賀導水路	城原川からの分派点	嘉瀬川への合流点	9.8
〈Shir 倉谷川	左岸:佐賀県神埼郡脊振村大字広瀧字 土堀三千百八番地先 右岸:同村同大字同字三千三百八十九 番地先	城原川への合流点	1.3
	左岸:佐賀県神埼郡千代田町大字下板 字南川副二番の一地先 右岸:同町大字詫田字二本松百七十五 番の四地先	筑後川への合流点	3. 7
広川	左岸:福岡県三潴郡筑邦町大字中津字 氏口八百九十番地先 右岸:同町大字藤吉字井手の口四百八 十四番地先	筑後川への合流点	3. 3
がぐち 坂口川	左岸:福岡県三潴郡筑邦町大字中津字 小開の参千八百三十番地先 右岸:佐賀県三養基郡三根町大字坂口 字二本松九百九十九番地先	広川への合流点	0. 4
でがしまがどうすいろ東佐賀導水路	筑後川からの分派点	城原川への合流点	13. 4
宝満川	福岡県三井郡小郡町大字二森字馬洗川 千七百二十五番の七地先の端間橋下流 端	筑後川への合流点	8. 2
安良川	左岸:鳥栖市幸津町字上川東二百六十 七番地先 右岸:同市同町字島千三百七十九番の 一地先	宝満川への合流点	2. 1
LAGETSEA 新宝満川	筑後川からの分派点	宝満川への合流点	1. 4
²⁹⁶ 高良川	左岸:久留米市野中町字高良川八百八 十七番の四地先 右岸:同市同町同字四百二十六番地先	筑後川への合流点	1.6
三瀬川	福岡県浮羽郡田主丸町大字田主丸字柳 ノ内千百番の二地先の県道橋下流端	筑後川への合流点	9. 7

^{※.} 官報で告示された時点の地名で表示しており、現在の地名とは異なるものもあります。

表3-2-1(2)

計画対象区間

河川名	上流端	下流端	延長(km)
こいしわら 小石原川	左岸:福岡県三井郡大刀洗町大字栄田 字西通才千三百三十六番の一地 先 右岸:同町同大字字下草場八百八十六 番の一地先	筑後川への合流点	3. 5
	左岸:福岡県朝倉郡東峰村大字小石原 字水浦国有林二千二十五林班れ 小班地先 右岸:同村同大字字アラコ千七百六十 番一地先	左岸:朝倉市江川字甘ヶ瀬二千七百五 十三番二十地先 右岸:同市江川字西荒鼻七百七番一地 先	4.3
き だ 佐田川	左岸:朝倉市黒川字大久保六千九十二 番一地先 右岸:同市佐田字大庭ノ元五千三百五 番二地先	筑後川への合流点	15. 5
	左岸:朝倉市佐田字ロノ原二千百九十 二番地先 右岸:同市佐田字木和田二千二十八番 二地先	左岸:朝倉市佐田字谷ノ尾二千二百三十八番地先右岸:同市佐田字木和田千九百六十二番二地先	0.4
くまのうえ 隈上川	左岸:福岡県浮羽郡浮羽町大字朝田字 大久保千十一番の一地先 右岸:同町大字小塩字沓取塚千五百二 十八番の一地先	筑後川への合流点	3. 4
^{かげっ} 花月川	日田市大字花月字ツル三百三十五番の 五地先の市道明徳橋	筑後川への合流点	8.7
しょうで 庄手川	筑後川からの分派点	筑後川への合流点	2.7
、 _† 玖珠川	左岸:日田市大字日高字牧の原二千七 百四十二番の一地先 右岸:同市同大字字一丁目二千三百九 十五番の三地先	筑後川への合流点	0.8
_{あかいし} 赤石川	左岸:日田市前津江町大野字八瀬林三 千三百九十三番一地先 右岸:同市同町大野字小藪三千五百二 十八番二地先	日田市大山町西大山字ツル二千二百十 四番四地先の市道橋上流端	3.6
たけ さこ 竹の迫川	大分県日田郡大山町大字西大山字袋山 五千六百三十四番の一地先の上流端を 示す標柱	赤石川への合流点	1.3
っぇ 津江川	左岸:大分県日田郡中津江村大字栃野 字モオラセ四百六十番の三地先 右岸:同村同大字字田ノ迫千三百一番 地先	筑後川への合流点	10.8
nrant 上野田川	左岸:大分県日田郡上津江村大字川原 字ハシカケ三千九百六十四番の 一地先 右岸:同村同大字字トクウ山三千九百 七十四番の一地先	津江川への合流点	2.8
かわはら川原川	左岸:大分県日田郡上津江村大字川原 字新屋敷八百六十二番の二地先 右岸:同村同大字字ツル三千四百八十 八番の二地先	上野田川への合流点	2.3

^{※.} 官報で告示された時点の地名で表示しており、現在の地名とは異なるものもあります。

3.2.2 河川整備計画の対象期間

本計画の対象期間は概ね20年とします。

なお、本計画は現時点での洪水の実績、流域社会・経済状況、河道の状況等を前提として 定めるものであり、これらの状況の変化や技術の進歩及び気候変動による災害外力の増大と、 それに伴う水害、土砂災害、渇水被害の頻発化、激甚化が懸念されているため様々な事象を 想定するとともに、その対策に付随する事象を考慮し、必要がある場合には、計画対象期間内 であっても適宜見直しを行います。

3.3 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

筑後川では、堤防が整備途上の区間や、河道の流下能力が不足する区間、降雨及び河川水の堤防への浸透や洪水による堤防侵食に対して必要な安全性が確保されていない区間が存在し、これまで昭和28年6月洪水、昭和55年8月洪水、平成2年7月洪水、平成24年7月洪水、平成29年7月洪水、平成29年7月洪水、平成25年8月洪水、平成25年7月洪水、平成24年7月洪水、平成29年7月洪水等幾度となく甚大な被害が発生してきました。

また、「平成23年東北地方太平洋沖地震」や「平成28年熊本地震」のような大規模な地震が発生した場合においても、津波等による浸水被害の防止又は軽減を図るため、堤防や水門等の河川管理施設が所要の機能を確保する必要があります。

さらに、想定し得る最大規模までのあらゆる洪水を想定して、あらゆる関係者が連携し流域 全体で実施する治水対策「流域治水」による筑後川流域の強靱化を推進することで、洪水氾濫 等による災害の発生の防止又は軽減を図ることを目指します。

このため、筑後川水系河川整備基本方針に従って、治水、利水、環境の調和を図りつつ、 計画的かつ着実な河川整備を進めていきます。さらに将来の目標に向けて、適宜、本計画を 見直しつつ、既存洪水調節施設の有効活用や新たな洪水調節施設に関する検討を行うととも に、施設の老朽化に備えた長寿命化対策や効率的かつ的確な維持管理を行い、関係機関等 と連携して危機管理体制等を整備し、洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減 を図ります。

今後、流域の土地利用の変化や、雨水の貯留・浸透機能及び沿川の遊水機能の向上等に伴う流域からの流出特性の変化について、河川への流量低減効果としての定量化を図り、治水効果として見込めることが明らかになった場合も、適宜見直しを行います。

3. 3. 1 洪水対策

筑後川水系の洪水対策については、過去の水害の発生状況(戦後最大の被害をもたらした昭和28年6月洪水など)、流域の重要度、河川整備の状況等を総合的に勘案し、筑後川水系河川整備基本方針に定めた目標(概ね150年に1回の確率で発生する洪水規模)に向けて、上下流及び本支川の治水安全度のバランスを確保しつつ段階的かつ着実に整備を進め、洪水による災害に対する安全度の向上を図ります。なお、気候変動の進展等を踏まえ、必要がある場合には、適宜整備計画の変更を行い、安全度の向上を図ります。さらに、集水域と氾濫域を含む流域全体で、あらゆる関係者が協働して行う総合的かつ多層的な治水対策を推進し、避難体制の構築等により、人命・資産・社会経済の被害軽減を図ります。

河川整備計画では、基準地点荒瀬における目標流量を、6,900m³/s (概ね 50 年に 1 回の確率で発生する洪水規模)とします。なお、支川の花月川、佐田川、小石原川、巨瀬川、宝満川及び城原川等については、筑後川本川と整合のとれた治水計画とします。

なお、花月川については、平成24年7月、平成29年7月洪水の発生及びその頻度の増加、局地的かつ短時間の大雨による浸水被害が発生しているため、河川整備基本方針の計画高水流量1,200m³/sを目標流量とし、更なる治水安全度向上を図るため、河川整備基本方針に対応した流量を対象とした洪水調節施設に関する調査・検討を進めます。また、佐田川については、平成29年7月洪水と同規模の洪水に対して、被害の防止または軽減を図るために、整備計画目標流量を540 m³/sとし、河道への配分流量を350 m³/sとします。

表 3 一 3 一 1	本川の整備目標及び本川の整備目標に相当する各支川の流量

河川名		河道配分流量 ^{※1} (m³/s)	整備計画目標流量 ^{※2} (m ³ /s)	地点名
	筑後川	5, 200	6, 900	荒瀬
	佐賀江川	470	610	諸富川合流点
	城原川	330	540	日出来橋
大臣管	田手川	390	390	田手橋
	広川	390	390	筑後川合流点
	宝満川	1, 150	1, 150	端間橋
	安良川	190	190	宝満川合流点
理	高良川	180	180	高良川橋
区間	巨瀬川	290	560	中央橋
IFJ	小石原川	520	630	栄田橋
	佐田川	350	540	金丸橋
	隈上川	720	720	西隈上
	花月川	1,200	1, 200	花月
	玖珠川	3, 100	3, 100	筑後川合流点

^{※1.} 本川の目標流量は、概ね50年に1回の確率で発生する洪水規模の流量で、既設ダムおよび整備計画で予定している ダムの洪水調整後の流量です。

^{※2.} ダムの洪水調節前の流量です。

3. 3. 2 高潮対策

河川整備基本方針に対応した高潮対策の目標高は、九州の西方海上を伊勢湾台風規模の台風が通過することを想定して、河口において標高7.5mの堤防高を確保することとしています。これを目標とした河川整備を実施するためには、膨大な費用と年数を要することから、本計画では、若津観測所(大川市)において、観測開始以来の最高潮位を記録した昭和60年8月の台風13号による高潮に対する安全を確保することとし、河口(0k000)において標高6.0mの高さを確保します。

表3-3-2

高潮対策の目標高

河川名	区間	河川整備計画の 目標高 (TP.m)	河川整備基本方針に 対応した目標高 (TP.m)	
	0k000~2k000	6. 00	7. 50	
	2k000~4k000	6.00	7. 00	
筑後川	4k000~6k000	5. 50	7.00	
	6k000~10k000	5. 50	6. 50	
	10k000∼11k000	4. 50	0. 50	
	0k000~1k600	6.00	7. 50	
	1k600~2k000	6.00	7 00	
早津江川	2k000~4k000	5. 50	7. 00	
	4k000~6k000	5. 50	6. 50	
	6k000~7k000	5. 00		
諸富川	0k000~1k800	5. 50	6. 50	
佐賀江川	0k000~1k200	5. 00	6 50	
在具任川	1k400~2k000	4. 50	6. 50	
	0k000~0k400	4. 50	6.50	
城原川	0k400~2k000	4. 50	5. 80	
	2k000~2k400	4.00		

[※] 河川整備計画の目標高は、昭和60年8月の台風13号通過時の観測朝位に、想定される打上波高を考慮して設定しています。

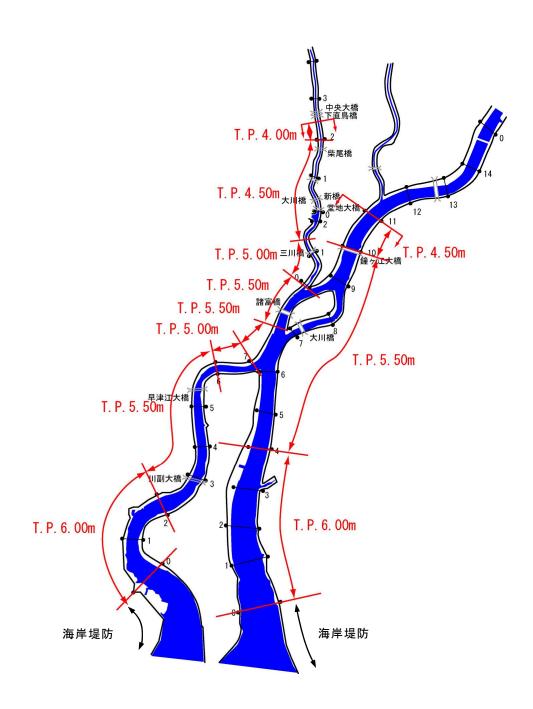


図3-3-1 高潮対策の目標高の範囲図

3.3.3 内水対策

内水対策については、既設排水機場の適切な運用・管理を行うとともに、本川の水位を低下させ、支川からの排水をしやすくすることで、内水氾濫の被害軽減につなげる取組などの治水対策の推進(河川における対策)を行います。また、地域住民を含めた関係機関と連携して、適切な役割分担のもと、支川の氾濫抑制や流出抑制、住まい方の工夫に関する取組など、流域全体で地域と連携した浸水被害軽減対策を推進(流域における対策)します。さらに、自治体と協働で減災に向けた更なる取組(まちづくり、ソフト対策)を推進し、関係機関と連携した総合的な内水対策に取り組み、家屋等の浸水被害の軽減を図ります。

3. 3. 4 地震•津波対策

地震・津波対策について、耐震性能照査を行い、地震や津波による損傷・機能低下のおそれがあると判断された河川構造物については、構造物ごとに必要とされる耐震性能を確保するための対策を必要に応じて実施します。この対策により、河川管理施設として必要な機能を確保し、壊滅的な被害の防止に努めます。

3.3.5 施設の能力を上回る洪水を想定した対策

「施設では守り切れない大洪水は必ず発生する」との考え方に立ち、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすため、流域内の土地利用や水田、ため池等の分布状況を踏まえ、雨水の貯留や、遊水機能の状況の把握、また、関係市町村の都市計画や地域計画との連携を図り、土砂・流木対策や氾濫制御の検討も含めた多層的な流域治水の取組を「筑後川・矢部川流域治水協議会」等を通じて関係機関と連携して取組を進めます。

また、避難・水防対策を「筑後川・矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会」を通じて推進し、リアルタイム情報の発信、円滑かつ迅速な避難の促進、的確な水防活動の促進、迅速な応急活動の実施、防災教育や防災知識の普及、水害リスクを考慮したまちづくり・地域づくりの促進等のソフト施策を一体的・計画的に推進し、流域の関係機関と連携して施設の能力を上回る洪水が発生した場合においても、逃げ遅れゼロと社会経済被害の最小化を目指します。

さらに、水系一貫した河川整備を行うため、河川区域に接続する沿川の背後地において関係市町村等と連携して行う対策について、相互の連絡調整や進捗状況等の共有について強化を図るなど、本支川及び上下流バランスや沿川の土地利用、流域の保水・遊水機能の保全にも考慮した河川整備や施設の運用高度化等により河川水位をできるだけ低下させることを含めて、それぞれの地域で安全度の向上・確保を図りつつ、流域全体で水災害リスクの低減を図ります。

加えて、急激な水位上昇や操作員退避時に対応できるよう、排水機場や水門及び樋門の 遠隔監視・操作や無動力ゲートへの更新など、操作機能の向上を図るとともに、大規模災害 発生時の迅速な復旧・復興に必要な拠点を整備します。

3.3.6 気候変動への対応

気候変動によってさらに外力が増加した場合も想定して、その場合でも可能な限り手戻りが 少なくなるよう検討を行い、内水と外水や高潮と洪水の同時生起などの複合的な要因によって 生じる災害について、浸水実績を踏まえ、効率的、効果的な対策を検証の上で河川整備を進 めます。

3.4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

筑後川の流水の正常な機能を維持するため必要な流量**1 は、農業用水の必要量等を踏まえて、で、で明地点において、かんがい期でおおむね 35m³/s~40m³/s 程度と想定されていますが、河口部のノリの養殖、汽水域の生態系等について更に調査・検討します。

また、支川における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、必要に応じて調査・検 討します。

河川水の利用については、取水実態等の変化を踏まえ慣行水利権を許可水利権に変更するなど更に適正な水利用を目指します。また、「筑後川水系水資源開発基本計画(通称:フルプラン)」※2と整合をとり、水利用の安定化を目指します。

- ※1. 動植物の保護、漁業、景観、流水の清潔の保持、舟運、塩害の防止、河口閉塞の防止、地下水位の維持、河川管理施設の 保護及び河川水の適正な利用を総合的に考慮して、渇水時において維持していくために必要な流量のことです。
- ※2. 水資源開発基本計画(通称:フルプラン)は、水資源開発促進法に基づき、産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い、用水を必要とする地域について、広域的な用水対策を緊急に実施する必要がある場合に、その地域に対する用水の供給を確保するために必要な河川の水系を水資源開発水系として指定し、この水資源開発水系に係る地域について策定するものです。

3.5 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境については、治水、利水との調和を図りつつ、河川区間ごとに特徴づけられる環境 (瀬・淵、ワンド・たまり、水生植物帯等)を考慮しながら、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境 の保全・創出を目指します。また、筑後川の歴史・文化等の地域特性を踏まえ、周辺の自然や町 並み等と調和した良好な河川景観の保全・創出を目指します。

水質については、環境基準を維持するとともに流域全体で更なる水質の向上を目指します。 河川空間の利用については、秩序ある利用を維持し、河川の持つ多面的な機能が更に発揮 されるようにします。